

**令和7年度
指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
(施設入所支援編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導、施設入所支援編をはじめます。

この研修動画は、画面上に字幕が表示されます。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

2

施設入所支援編では、運営指導等における指導内容のうち、

1 運営に関する内容、

2 給付費に関する内容

についての注意事項の説明をします。

では、1 運営に関する内容から説明します。

個別支援計画における最低限の見直し時期

提供する日中活動サービス	見直し時期
生活介護、就労継続支援B型	少なくとも <u>6月に1回以上</u>
自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労移行支援	少なくとも <u>3月に1回以上</u>

3

まず、個別支援計画における最低限の見直し時期について説明します。

共通編でお伝えしたように事業種別により最低限の見直し頻度が異なります。

生活介護、就労継続支援B型を提供する場合には、少なくとも6か月に1回以上の見直しが必要となります。

機能訓練や生活訓練の自立訓練、就労移行支援を提供する場合には、少なくとも3か月に1回以上は個別支援計画の見直しが必要です。

非常災害対策

- 非常災害に関する具体的な計画(非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む)を策定し、従業者に周知してください。
- 非常災害に関する具体的な計画には少なくとも以下の項目を記載してください。
 - ・事業所の立地条件(地形等)
 - ・災害に関する情報の入手方法(避難情報等の情報の入手方法の確認等)
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
 - ・避難を開始する時期、判断基準(避難指示発令時等)
 - ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
 - ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
 - ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
 - ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
 - ・関係機関との連携体制
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練を行い、日時や内容等を記録して下さい。
- 訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

4

続いて、非常災害対策について、説明します。

非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアル作成などの非常災害に関する具体的な計画を策定し、従業者に周知してください。

非常災害に関する具体的な計画には、少なくとも以下の項目を記載してください。

事業所の立地条件、地形など
災害に関する情報の入手方法、避難情報等の情報の入手方法の確認など
災害時の連絡先及び通信手段の確認、自治体、家族、職員など
避難を開始する時期、判断基準、避難指示発令時など
避難場所、市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペースなど
避難経路、複数の避難場所までのルート、所要時間など
避難方法、車いすや徒歩等の利用者ごとの避難方法など
災害時の人員体制、指揮系統、災害時の参集方法、役割分担、
避難に必要な職員数など
関係機関との連携体制

また、定期的な避難、救出その他必要な訓練が行い、日時、内容等を記録してください。

訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

開所日数の取扱いについて



障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて(平成28年3月31日付け事務連絡)
(開所日数の取扱い)

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

次に開所日数の取扱いについてです。

障害者支援施設等の開所日数の取扱いについては、厚生労働省の平成28年3月31日付け事務連絡の内容にご注意ください。

生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。との質問に対して、

開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間（ちゅうかん）実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。との回答が示されていることにご注意ください。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

次に、2 給付費に関する内容を説明します。

定員超過利用減算

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。
(利用定員50人以下の場合)

- (1) 1日の利用者数 > 利用定員 × 110%
→ 当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定
- (2) 直近の過去3か月の利用者延べ数 > 利用定員 × 開所日数 × 105%
→ 当該1月間について利用者全員につき減算

- 定員超過減算の規定は、適正なサービスの提供を確保するための規定です。減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き、利用定員を超える受け入れはせず、他事業所を紹介するなどの対応をしてください。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

7

まず、定員超過利用減算について説明します。

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

例として、利用定員が50人以下の場合です。

1日の利用者数が利用定員に110%を乗じて得た数を超える場合、当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定してください。

このほか、直近の過去3か月の利用者延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、さらに105%を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算になります。

減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き利用定員を超える受け入れをせず、他事業所を紹介するなどの対応をしてください。

また、恒常的に定員を超過する状態を続けるのではなく、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。
- 個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。
- これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。



個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月(減算が適用される月)から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

続いて、個別支援計画未作成減算について説明します。

サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。

また、基準に定められた個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。

実際の減算にあたっては、減算が適用される月から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用される月から3か月以上連続して解消されない場合には、3か月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

通院支援加算

【令和6年度報酬改定により新設】

入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障がい者支援施設の職員が同行した場合に加算を算定します。

●指定障がい者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とします。

続いて、通院支援加算について説明します。

令和6年度報酬改定により新設された加算です。

入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障がい者支援施設の職員が同行した場合に加算を算定します。

指定障がい者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とします。

重度障害者支援加算(Ⅱ)について①

令和6年度の報酬改定により、要件が見直されました。

- (1) 基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。
- (2) サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上(実人数)が、強度行動障がい支援者養成研修実践研修修了者(以下、「実践研修修了者」という。)であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
- (3) 生活支援員のうち20%以上(実人数)が、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者(以下「基礎研修修了者」という。)であること。
- (4) (2)における実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障がいを有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと。

10

重度障害者支援加算Ⅱについて説明します。

令和6年度の報酬改定により、要件が見直されました。

(1) 基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。

(2) サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上(実人数)が強度行動障がい支援者養成研修実践研修修了者であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

(3) 生活支援員のうち20%以上(実人数)が、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者であること。

(4) (2)における実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障がいを有する利用者の様子を観察し、3か月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと。

重度障害者支援加算(Ⅱ)について②



(5)(3)における基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックする。

(6)(3)における基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は経過措置あり。

○利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障がいをもつ者に対して日中に個別の支援を行うこと。

○基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障がい者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。

(5)(3)における基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックする。

(6)(3)における基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は経過措置あり。

利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障がいをもつ者に対して日中に個別の支援を行うこと。

基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障がい者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（施設入所支援編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



お疲れさまでした。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導施設入所支援編を終わります。

また、大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。